鹿児島県の発行する小児慢性特定疾病の医療受給者証をお持ちの方とその御家族の皆様

2023年７月１日から
小児慢性特定疾病医療受給者証の「指定医療機関」の記載が変わります。

2023年７月１日以降、鹿児島県が発行する医療受給者証には「個別の指定医療機関の名称」ではなく「各都道府県又は指定都市の指定する小児慢性特定疾病指定医療機関」と記載します。

そのため、「各都道府県又は指定都市の指定する小児慢性特定疾病指定医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関（※１）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります（※２）。

（※１）医療機関が「小児慢性特定疾病指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市等のHPにおいて御確認ください。

（※２）指定医療機関の追加や変更の手続きは不要ですが、新規・更新時の支給認定申請書には、引き続き受診する全ての医療機関の記載が必要です。

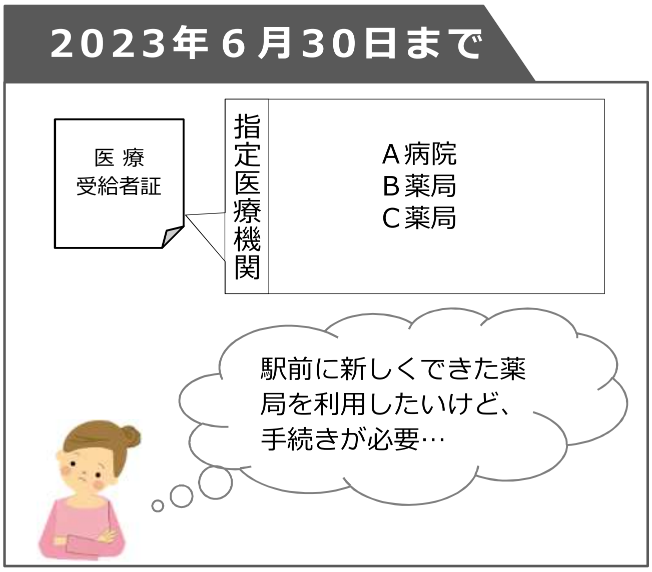

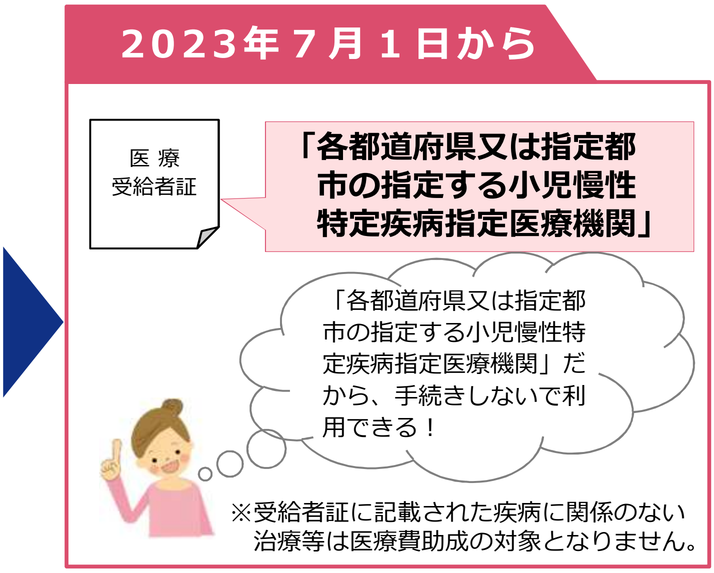

《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、2023年７月１日以降は、特段の手続きを行うことなく、「各都道府県又は指定都市の指定する指定医療機関」として利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。

〈連絡先〉

指宿保健所	0993-23-3854	加世田保健所	0993-53-2315	伊集院保健所	099-273-2332	川薩保健所	0996-23-3165
出水保健所	0996-62-1636	大口保健所	0995-23-5103	姶良保健所	0995-44-7953	志布志保健所	099-472-1021
鹿屋保健所	0994-52-2105	西之表保健所	0997-22-0012	屋久島保健所	0997-46-2024	名瀬保健所	0997-52-5411
徳之島保健所	0997-82-0149						